

令和8年度がんばる介護職員応援事業 イメージアップ動画広告のSNS広告配信プロポーザル実施要領

I 事業の趣旨

福祉・介護の現場では、関連職種の有効求人倍率の上昇や介護福祉士養成校の入学人数の減少など、人材不足が深刻なものとなっており、社会全体に対し、介護の仕事の本当の魅力ややりがいを訴え、福祉・介護の仕事への理解がより深まるよう働きかけを行っていく必要が生じている。

そこで、福祉・介護の仕事がこれからの社会を支える重要な仕事であることやその魅力、やりがいを小学生、中学生、高校生及びその親世代を中心とした県民に広く訴え介護職のイメージアップを図るために、宣伝効果の高いSNS広告を活用する。

II 事業の概要

1 主催者

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）
（富山市安住町5番21号）

2 事業名等

がんばる介護職員応援事業 イメージアップ動画広告のSNS広告配信
（委託期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで）

3 内 容

（1）動画広告配信

福祉・介護の現場で活躍する中堅職員「がんばる介護職員」等の姿を通して、その仕事の魅力ややりがいを小学生、中学生、高校生及びその親世代に伝え、県民の理解を促すことができる、イメージアップ動画を広告配信する。

① SNS広告

YouTube、Instagram、TikTok等SNS広告の配信

ア 配信期間

（ア）介護の日フェスティバル編（動画作成済み）

期間：11月1日から11月14日まで

その他、契約締結後から10月31日まで及び11月15日から令和9年2月28日までは令和5年度以降に作成したがんばる介護職員の動画等を含めて配信を行うこと。なお、動画は県社協において5種類所持しており、どの動画を使用するかは県社協と協議のうえ決定すること。

R5：県内養成校出身者編 <https://www.youtube.com/watch?v=w98274zA4go>

介護福祉士編 <https://www.youtube.com/watch?v=h5tJSHbWCfg>

R6：県内養成校出身者編 <https://www.youtube.com/watch?v=WCMtUy3XiA8>

小学生・中学生への啓発（バーチャンビュー）編

<https://www.youtube.com/watch?v=BJdxxnx6NHc&t=74s>

R7：小学生・中学生への啓発（じーちゃんクエスト）編

<https://www.youtube.com/watch?v=81DZgn4fGAK>

イ 対象者

富山県内在住の４９歳以下（小学生５年生～中学生、高校生及びその親世代）

ウ 訴求内容

小学生・中学生・高校生及びその親世代へ介護の仕事の魅力・やりがいを伝えることで、介護職を知ってもらい、また、イメージアップにつなげる。

エ 目標値

対象者の６割以上に配信されること。

オ 広告の運用管理

透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

カ 効果測定、改善

（ア）特に、計測開始から２週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等により行うこと。

（イ）広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、１月に１回以上月次報告書としてとりまとめを行い、県社協に報告すること。

（ウ）報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。
なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

（２）広告データの利用・公開

県社協は、広告データを、県社協ホームページ、その他のインターネットサイト及び県社協が実施する事業において利用できるものとする。また、受託者がインターネットサイトやＳＮＳ、イベント等で利用する場合は事前に県社協の同意を得るものとする。

（３）介護のイメージアップや魅力を発信することができる独自提案（任意提案）

たとえば参加型の企画や、座談会、インタビュー形式の動画の作成、県社協において所持している動画を利用して行う効果的な取り組みなど、介護の魅力を発信できると考えられる提案をすること。

（４）インタビュー記事の作成・納品

令和７年度までにがんばる介護職員として表彰された方を対象にインタビューを行い、県及び県社協ＨＰへの掲載を前提に、話者の写真やデザイン等含めＰＤＦで納品すること。想定として、３名×２,０００字程度としているが、より効果的な方法があれば提案すること。昨年作成した記事が県社協ＨＰに掲載されているので、参考にする。

https://www.toyama-shakyo.or.jp/jinzai/kaigono_ganbarisuto/#subtop

（５）ＶＲ教材の体験会の企画・開催

①小学生やその親を対象にＶＲ教材の体験会を介護の日フェスティバル（１１月１４日開催）で開催する。

②小学生を対象にＶＲ教材の体験会を県内２校程度で開催する。

いずれも令和6年度作成の「小・中学生への啓発（バーチャンビュー）編 VR版」動画（<https://www.youtube.com/watch?v=RYJf2RM0Kk0>）を用い、内容については、基本的な講義を行った後に体験会を開催し、参加者の意見や感想のアンケート等も行うものとする。県社協においてVR機材を5台所有しており、使用可能だが、ほか必要な機材等は受託者において用意すること。ただし、受託者において使用できる機材がなく、委託費により購入を要する場合は、見積書にその費用を明記したうえで、事業終了後は機材を県社協に納品すること。

（6）アンケート調査の実施

介護のイメージ及びSNS 広告の効果検証のためのWEB アンケート調査を約100名程度に実施し、令和9年2月に実施し結果報告書を提出すること。アンケート内容及びアンケート方法については、前年度のアンケート項目と同じものとする。その他の詳細は、後日県社協と協議のうえ決定する。

（7）報告書の提出

業務の完了後、業務の実績報告書とは別に、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

- ① （1）、（4）及び（5）業務にかかる効果検証分析レポート
- ② （1）、（4）及び（5）業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

（8）照会への対応

県社協から本業務に関する調査照会があった場合は、随時誠意をもって対応すること。

4 著作権等について

広告の著作権及び放映権は、県社協に帰属するものとする。

5 プロポーザルの提出書類

- （1）企画書 10部
（提案理由、企画内容、期待できる効果、アピールポイント等を記載のこと）
- （2）経費見積書 1部
- （3）会社概要 1部
- （4）委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等
- （5）広告公開計画書 1部
- （6）その他参考となる書類 1部

6 経費見積り

- （1）事業費の上限額については、8,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※制作費や動画広告等への投入金額など一切の経費を含む。

- （2）前記（1）の金額の範囲内で経費見積書を提出すること。
- （3）なお、提案された企画については、その内容の一部を変更のうえ、所要経費の削

減を求める場合もある。

7 応募期間等

- (1) 受付期間 令和8年8月10日(月) 17:00 必着
- (2) 質問期間 令和8年7月15日(水)～22日(水)まで
別紙質問用紙により受け付けるものとし、回答は7月27日(月)
までに県社協ホームページに掲載するものとする。
- (2) 応募・問合せ先 県社協 施設団体支援課
(富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館2階)
担当 浦山、細川
電話 076-432-6156
FAX 076-432-6532
Mail jinzai-center@wel.pref.toyama.jp

8 事業者の決定及び契約について

- (1) 県社協事務局内に設置する審査会において審査し、決定する。
提案者は、審査会において、提案内容の説明を行うものとする。
審査会 日時：令和8年8月24日(月)
13:30～16:00の間で30分程度
場所：富山県民会館 601会議室
※説明時間については、後日通知する。
- (2) 審査結果については、採用・不採用にかかわらず、後日、応募者に書面で通知する。
- (3) 採用者とは別途契約を締結し、業務を委託する。

9 その他

- (1) 不採用となった者が提出した書類は、返却しないものとする。
- (2) 提案に必要な経費は、全て提案者の負担とする。